

「総量削減義務と排出量取引制度」  
一般管理口座開設申請書  
～ 記入要領 ～

2024（令和6）年4月  
東京都環境局

# 目次

はじめに .....	1
1 一般管理口座の開設申請について .....	2
2 Excel ファイル入力時の注意点 .....	6
3 一般管理口座開設申請書 記入例 .....	7
4 【別紙】一般管理口座開設申請書の申請者 記入例 .....	11
5 【別紙】関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧 記入例 ...	13
お問合せ先.....	15

## はじめに

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」といいます。）において、一般管理口座において振替可能削減量の管理（振替可能削減量の発行、取得、保有及び移転）を行おうとする者は、一般管理口座の開設申請を行い、その開設を受けなければなりません（条例第5条の21第3項及び第4項）。なお、一般管理口座は、規則で定める者に限り開設することができます（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の4第1項。詳細は1(1)をご覧ください。）。

一般管理口座開設申請書の作成に当たっては、この「一般管理口座開設申請書 記入要領」に従って作成してください。ご不明な点がございましたら、最後に「お問合せ先」を記載していますので、こちらまでお問い合わせください。

なお、この記入要領は、マイクロソフト社のExcelを利用することを前提としています。  
Excelファイルは、東京都環境局のホームページ内

[\(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/documents/\)](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/)

で公表しています。ダウンロードしてご利用ください。

# 1 一般管理口座の開設申請について

## (1) 開設要件

- ア 指定地球温暖化対策事業者（法人、個人を問わない。）
- イ 法人（外国法人で国内に事務所、営業所等を有しないものを除く。）
- ウ 次のいずれかに該当する個人

- 口座管理者
- オフセットクレジットの発行を受けられることができる者※
- 一般管理口座の口座名義人（個人）について相続があった場合の相続人

※ 具体的な要件については、「排出量取引運用ガイドライン」55 ページ表2-3-5の「※1」を参照してください。

## (2) 開設上限数

一般管理口座の開設上限数は、原則として次のとおりです※。

口座を開設できる者の種類	一般管理口座の開設上限数
1. 指定地球温暖化対策事業者（法人）	1 法人又は1 個人につき、当該者に係る指定地球温暖化対策事業所の数
2. 指定地球温暖化対策事業者（個人）	
3. 法人（口座管理者）	
4. 法人（その他）	1 法人又は1 個人につき1 口座
5. 個人（口座管理者）	
6. 個人（相続人）	
7. 個人（オフセットクレジット発行事業者）	

※ 特別の事情があると認められる場合には、開設できる一般管理口座数の上限を超えて口座を開設することができます。その場合は、一般管理口座の開設上限数を超えて開設する理由を記載した書類（任意書式）を提出してください。なお、特別の事情としては、例えば次のような場合が考えられます。

- 自社のクレジット等と顧客の預かりクレジット等を分別管理する必要がある場合
- 削減義務のためにクレジット等の調達を行う部署と、取引の仲介等を目的として取引を行う部署が異なる場合

### (3) 提出書類

一般管理口座開設申請書以外の書類は、申請内容に応じて、提出が必要な場合と不要な場合があります。次の表に従ってご判断ください。

#### ① 申請書※

	名 称	提出が必要な場合	提出が不要な場合
1	一般管理口座開設申請書	必須	
2	【別紙】一般管理口座開設申請書の申請者	筆頭申請者の種類として、「別紙「申請者」記載の者の代理人」を選択した場合	筆頭申請者の種類として、「申請者」を選択した場合
3	【別紙】関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧	口座開設と同時に、指定管理口座との関連付けを希望する場合であって、かつ、関連付けを希望する指定管理口座の数が二つ以上のとき	

※ 「紙」の申請書（1部）及び「電子データ」（電子メールの送付又はCD-Rへ格納し紙の申請書と送付）両方を提出して頂きます。

手数料の免除を希望する者は、「**手数料減免申請書**」を提出する必要があります。手数料減免申請書の書き方は、別途「**手数料減免申請書 記入要領**」を参照してください。

#### ② 添付書類

提出者	書類の種類
全員	印鑑証明書（発行後6か月以内のもの）※1※2※3
個人のうち、印鑑証明書から氏名及び住所が確認できない者	住民票（発行後6か月以内のもの）※3※4
個人のうち、オフセットクレジット発行事業者	次の通知書のうち該当するもののコピー <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内中小クレジット削減量認定通知書</li> <li>・再生可能エネルギー電力量認証通知書</li> <li>・その他削減量に係る電力等の認証通知書</li> <li>・都外クレジット削減量認定通知書</li> </ul>
個人のうち、相続人	被相続人の戸籍謄本などが必要となりますが、詳細は別途ご相談ください。

※1 印鑑証明書の取扱いは以下の通り。

- ・原本の添付が必要な場合：①口座開設など排出量取引に係る申請若しくは届出、又は、地球温暖化対策事業所に関連した各種申請若しくは届出を初めて行う場合  
 ②申請又は届出が2回目以降で、直近で提出した印鑑証明書（原本）の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がある場合
- ・コピーの添付でもよい場合：申請又は届出が2回目以降で、直近で提出した印鑑証明書の内容に変更がない場合は、コピー（6か月以内のもの）の添付でもよい。

また、「委任状兼使用印鑑届」を既に提出している場合は、提出済の委任状兼使用印鑑届のコピーも添付してください。

- ※2 国及び地方公共団体は不要です。
- ※3 複数の申請を同時に行う場合は、一部で構いません（申請書ごとに添付する必要はありません。）。
- ※4 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がないときは不要です。

#### (4) 手数料

申請者の種類	金額
指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者	無料
上記以外の者 <sup>※1※2</sup>	1口座につき、13,400円

※1 次に該当する者は、手数料が免除されます（手数料減免申請書の提出が必要です。）。

- ・ 国及び地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体
- ・ 生活保護法の規定により保護を受ける者
- ・ 市町村民税（特別区民税を含む。）又は所得税が課されていない者

※2 計画期間の整理期間最終年度において、一般管理口座を更新する場合は、一般管理口座の更新申請と更新手数料が必要です。

手数料が必要な方につきましては、開設手続きが完了しましたら、東京都から納入通知書を郵送いたします。納入通知書を受領されましたら、お手数ですが東京都公金を納付できる金融機関で手数料の支払いをお願い致します。

#### (5) 申請期限

特にありません。

振替可能削減量の発行、取得又は移転を行うときまでに開設申請を行ってください。一般管理口座開設申請書の受理後、口座開設までに時間を要しますので、余裕を持って開設されることをお勧めします。

#### (6) 提出方法

**郵送又は持参**（送付先住所は15ページ「お問合せ先」を参照）

- ・ 申請書（原本）及び添付書類（原則原本）をご提出ください。
- ・ 申請書については、データもご提出をお願いいたします。
- ・ 持参される場合は、事前にご来庁する時間等をお知らせください。

一般管理口座開設申請書の提出後、口座開設手続きが完了したら、**東京都から「一般管理口座開設通知書」を送付**します。通知書に記載の情報で、総量削減義務と排出量取引システムにログインしてください。

総量削減義務と排出量取引システムログイン URL

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp>

一般管理口座の開設と同時に、指定管理口座との関連付けを希望した場合は、関連付け手続の完了を総量削減義務と排出量取引システムの中でお知らせします。

## 2 Excel ファイル入力時の注意点

### (1) Excel ファイルのダウンロード

Excel ファイルをダウンロードして使用する際は、一度手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。パソコンやセキュリティ設定等の相性の問題からパスワードを聞かれることがあります。その際は、キャンセルを何度か押ししたり、他のパソコンから行ったり、何度か試すことで、パスワードを入力しなくてもダウンロードできるようになります。

### (2) Excel への入力

東京都から提供する Excel ファイルは保護がかかっており、一部を除き行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも一部に制限がかかっています。申請書を作成する場合は入力可能なセルに文字や数値等を入力してください。詳細は、個々のシートの記入要領をご確認ください。

### (3) ファイル形式等の改変禁止

東京都では、提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出されるファイルには、ブックに独自の保護を掛けたり、シート・セルにリンクを張ったり、シート名を変更したり等の改変は行わないでください。入力に際して不都合があれば、お問い合わせください。

### (4) 入力欄について

東京都から提供する Excel ファイルは、入力するセルについて、入力範囲を分かりやすくするために色をつけてあります。なお、初期設定では、この色は印刷されないようにしてあります。



### 3 一般管理口座開設申請書 記入例

セルに色づけがされている箇所に記入してください。

東京都知事 殿	令和 6年 4月 1日		
差し支えなければ、捺印を 押してください。	代表 取締役 之印	別紙「申請者」記載の者の代理人	
		住所 東京都千代田区□□町一丁目1番1号	
		氏名 株式会社○○○	
		代表取締役 ○○○○	
		代表 取締役 之印	
		(法人にあつては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)	
一般管理口座開設申請書			
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第5項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。			
口座を開設できる者の種類	1. 指定地球温暖化対策事業者（法人）		
口座の開設要件に関する事項	指定番号	0021	
公表を希望する事項	5. 法人		
開設を希望する口座の数	合計	2 口座	
関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報	指定管理番号	別紙「関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧」のとおり	
	事業所の名称	同上	
	事業所の所在地	同上	
	指定番号	同上	
	開設しようとする一般管理口座の開設との関係	① 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 ② 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。	
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量の振替を行う部署等連絡先	会社名	株式会社東京○○	公表
	郵便番号	163-○○○○	
	住所	東京都新宿区○○町一丁目1番1号	
	所属名	財務部	非公表
	担当者名	新宿 太郎	
	電話番号	03-□□□□-△△△△	公表
	FAX番号	03-△△△△-○○○○	非公表
	メールアドレス	Jiro_Shinjuku@△△△.co.jp	非公表
備考			
※受付欄			

## ①：申請年月日、筆頭申請者の種類、住所、氏名、代表者印押印

### 「年月日」

申請書を実際に東京都へ提出する日を記入します。

### 「筆頭申請者の種類」

「筆頭申請者」とは、申請書の本欄に氏名等を記載する者のことを指します。  
次の条件に従い、プルダウンから該当するものを一つ選択してください。

筆頭申請者の種類	プルダウンの選択内容
本人	申請者
代理人	別紙「申請者」記載の者の代理人

### 「住所・氏名・代表者印押印」

筆頭申請者の法務局に登録している情報を記入します。法人の場合は、住所欄に登録された所在地、氏名欄に法人名とその代表者の氏名を記入してください。

印鑑については、法務局に登録している代表者印(印鑑証明書にある印)を押印してください(委任状兼使用印鑑届を提出し、印鑑登録されている印鑑以外の使用が認められている場合を除く。)

筆頭申請者が代理人である場合は、別途「**一般管理口座開設申請書の申請者**」に**必要事項を記入してください**。記入例は11ページを参照してください。なお、「**一般管理口座開設申請書の申請者**」のExcelファイルは、一般管理口座開設申請書と同じExcelファイルの「**別紙**」申請者」シートを参照してください。

## ②：口座を開設できる者の種類

申請者の一般管理口座開設要件に該当するものをプルダウンから選択してください。

## ③：口座の開設要件に関する事項

次の条件に従い、該当するものを記入してください。

なお、「口座を開設できる者の種類」を選択すると、次のとおり、選択した内容に対応する記入事項の文言が自動で表示されます。その内容に従って記入してください。

口座を開設できる者の種類	表示される文言／記入内容
1. 指定地球温暖化対策事業者（法人）	指定番号 <sup>*1</sup>
2. 指定地球温暖化対策事業者（個人）	指定番号 <sup>*1</sup>
3. 法人（口座管理者）	指定番号 <sup>*1</sup>
4. 法人（その他）	（空欄）
5. 個人（口座管理者）	指定番号 <sup>*1</sup>
6. 個人（相続人）	被相続人の一般管理口座番号
7. 個人（オフセットクレジット発行事業者）	クレジット創出事業番号又は事業所番号 <sup>*2</sup>

※1 指定番号が複数ある場合は、そのうちから1つの指定番号を記入してください。

※2 クレジット創出事業番号とは、「都内中小クレジット削減量認定通知書」「再生可能エネルギー電力量認証通知書」「その他削減に係る電力等の認証通知書」「都外クレジット削減量認定通知書」に記載されている8桁の番号を指します。また、事業所番号は認定通知に記載の5桁の番号を指します。

#### ④：公表を希望する事項

一般管理口座を開設すると、「一般管理口座情報一覧」として、口座名義人の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び法人名称）が都のホームページで一覧化して公表されます。口座名義人が法人である場合は、これらの情報は必ず公表されますが、個人については、住所又は氏名の公表を希望する場合のみ、これらの情報が公表されます。

次の条件に従い、プルダウンから該当するものを一つ選択してください。

##### ■ 申請者が個人である場合

条 件	プルダウンの選択内容
個人である申請者が、住所及び氏名の公表を希望する場合	1. 個人であり、住所及び氏名を公表希望
個人である申請者が、住所のみ公表を希望し、氏名の公表は希望しない場合	2. 個人であり、住所のみ公表希望
個人である申請者が、氏名のみ公表を希望し、住所の公表は希望しない場合	3. 個人であり、氏名のみ公表希望
個人である申請者が、住所及び氏名のいずれも公表を希望しない場合	4. 個人であり、公表を希望しない

##### ■ 申請者が法人である場合

プルダウンから「5. 法人」を選択してください。

#### ⑤：開設を希望する口座の数

一般管理口座の開設を希望する数を記入してください。

#### ⑥：関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報

一般管理口座の開設と同時に指定管理口座との関連付けを希望する場合に記入してください。指定管理口座と一般管理口座との間における振替可能削減量の振替は、相互に関連付けられた指定管理口座と一般管理口座との間でのみ行うことができます。

ただし、関連付けを希望できるのは⑦のいずれかの要件に該当する場合に限ります。指定管理口座との関連付け（一般管理口座の特定一般管理口座としての登録）の仕組みの詳細については、「排出量取引運用ガイドライン」をご覧ください。

一つの指定管理口座のみに対して関連付けを希望する場合は、指定管理口座番号並びに指定（又は特定）地球温暖化対策事業所指定通知書（以下「指定通知書」という。）に記載されている事業所の名称、事業所の所在地及び指定番号を記入してください。合計口座数欄には「1」と記入してください。

指定地球温暖化対策事業所を複数所有する場合など、二つ以上の指定管理口座に対して一般管理口座との関連付けを希望する場合は、口座番号欄に「別紙「関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧」のとおり」と記入し、事業所の名称、所在地及び指定番号は「同上」と

記入してください。合計口座数欄には、関連付けを希望する指定管理口座の数を記入してください。別途「関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧」に必要事項を記入してください。記入例は、13 ページを参照してください。

### ⑦：開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係

一般管理口座の開設と同時に指定管理口座との関連付けを希望する場合に記入してください。次の条件に従い、該当するものの番号について、プルダウンで○囲み番号を選択してください。

条 件	プルダウンの選択内容
1. 申請者が、関連付けの対象となる指定管理口座の <b>口座名義人</b> であるとき。(口座名義人が口座管理者を兼ねている場合も、こちらに含まれます。)	①申請者は、指定管理口座の口座名義人である。
2. 申請者が、関連付けの対象となる指定管理口座の <b>口座管理者</b> であるとき。	②申請者は、指定管理口座の口座管理者である。

### ⑧：振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先

連絡先には、問合せ等の窓口となる方の会社名、郵便番号、住所、所属名、担当者名、連絡先の「電話番号」「FAX 番号」「メールアドレス」及び備考を記入してください。①の筆頭申請者として記載した会社に所属している方でなくても構いません。口座及び振替可能削減量の管理に責任をもって対応いただける方を記入してください。連絡先の「電話番号」「FAX 番号」「メールアドレス」につきましては、少なくとも一つご記入いただく必要がありますが、特に電話番号及びメールアドレスは、この申請に関する問合せや東京都からのお知らせ等で利用しますので、できる限りどちらもご記入をお願いします。

なお、この欄に記載していただいた「会社名」「所属名」「電話番号」「FAX 番号」「メールアドレス」は、「一般管理口座情報一覧」として都のホームページの中で公表される項目です。**公表を希望しない項目につきましては、右端のプルダウンから「非公表」を選択してください。**

また、本申請に伴い関連付け先の指定管理口座の名義人が単独の場合、連絡先を一般管理口座開設申請書の連絡先に変更することが可能です。この場合は、備考欄のプルダウンを選択するか、同欄に変更内容を記載してください。


※届出は、申請書に記載された該当口座に限ります。

### ⑨：受付欄

記入しないでください。

#### 4 【別紙】一般管理口座開設申請書の申請者 記入例

セルに色づけがされている箇所に記入してください。

		令和 6 年 4 月 1 日	
差し支えなければ、捺印を 押してください。			一般管理口座開設申請書に記入 した日付が自動記入されます。
<b>一般管理口座開設申請書の申請者</b> (住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。)			
住 所	東京都千代田区□□町一丁目1番1号		
氏 名	株式会社 ○○		
	代表取締役 □□□□		

法人の場合、上側のセルに法人名称、下側のセルに代表者の役職及び氏名を入力してください。個人の場合は、下側のセルに氏名を入力してください（上側は空欄としてください。）。

- 一般管理口座開設申請書の「筆頭申請者の種類」として、「申請者」を選択した場合は、「【別紙】一般管理口座開設申請書の申請者」の提出は不要です。
- 一般管理口座開設申請書の右上に記入した筆頭申請者は、この欄への記入は不要です。

⑩：申請者の住所、氏名、押印

①で筆頭申請者の種類として「別紙「申請者」記載の者の代理人」を選択した場合、申請者の情報を記入してください。法人の場合は、住所欄は主たる事務所の所在地を、氏名欄は法人名及びその代表者の氏名を記入してください。

※ 委任状等により代理人に委任している場合は、委任をした者の押印は不要です。

## 5 【別紙】関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧 記入例

セルに色づけがされている箇所に記入してください。

一般管理口座開設申請書に記入した日付が自動記入されます。

一般管理口座開設申請書に記入した口座の数が自動記入されます。

令和 6 年 4 月 1 日

### 関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧

開設を希望する一般管理口座の数 2

一般管理口座の仮番号		1
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-21-0
	事業所の名称	新宿〇〇ビル
	事業所の所在地	新宿 区 西新宿二丁目8番1号
	指定番号	0021

⑪

⑫

一般管理口座の仮番号		1
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-9999-0
	事業所の名称	△△新宿事業所
	事業所の所在地	新宿 区 □□町一丁目1番1号
	指定番号	9999

一般管理口座の仮番号		2
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	130-100-8888-0
	事業所の名称	△△新宿ビル
	事業所の所在地	新宿 区 □□町二丁目2番2号
	指定番号	8888

一般管理口座の仮番号		
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号	
	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	指定番号	

※指定管理口座の口座番号「130-100-〇〇〇〇-0」を記入してください。「〇〇〇〇」には、該当の事業所の指定番号（4桁の先頭にゼロがつく場合は、ゼロを除く）になります。

例1) 指定番号「0021」の場合、  
口座番号は 130-100-21-0 となります。

例2) 指定番号「0280」の場合、  
口座番号は 130-100-280-0 となります。

⑪：一般管理口座の仮番号

一般管理口座を一つのみ開設申請している場合は、「1」と記入してください。

一般管理口座を二つ以上開設申請している場合は、東京都から付される一般管理口座番号の若いほうから「1」「2」・・・としてどの口座を指定するか明記ください。

⑫：関連付けを希望する指定管理口座に係る情報

指定管理口座番号並びに指定通知書に記載されている事業所の名称、事業所の所在地及び指定番号を記入してください。



## お問合せ先

東京都環境局 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口  
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階  
TEL： 03-5388-3438  
E-Mail：（事前確認等、取引制度に関係するご質問）  
torihiki@ml.metro.tokyo.jp  
（提出用電子データの送付先（2MB まで）  
ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp

次のホームページアドレスで、「総量削減義務と排出量取引制度」に関する情報等の参照や、書式等のダウンロードが可能です。  
（条例・規則・指針、制度全般の説明、各種案内、記入要領や記入例、ガイドラインがあります。）

- ① 総量削減義務と排出量取引制度 排出量取引（排出量取引全般はこちら）

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/trade/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/)

- ② 条例・規則・指針・ガイドライン（環境確保条例の条例・規則、地球温暖化対策指針等はこちら）

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/rules/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/)